

令和8年度結城市防犯灯設置事業補助金交付要項

(趣旨)

第1条 市長は、結城市民の安全と犯罪の防止に資するため、防犯灯を設置する自治会等に対し、予算の範囲内において令和8年度結城市防犯灯設置事業補助金を交付するものとし、当該補助金の交付については、結城市補助金等交付規則（平成12年結城市規則第42号）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯灯 夜間の犯罪の防止及び通行の安全確保を目的として設置する道路照明施設をいう。
- (2) 自治会等 住民同士の親睦、生活環境の改善等を図るために、住民によって組織された自治会、町内会その他市長が認めた地域団体等をいう。

(補助対象工事)

第3条 補助の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次に掲げる条件の全てを満たすものとする。

- (1) 道路に面した場所に設置し、道路を照らすこと。
- (2) 防犯灯の設置、電気料金の支払及び維持管理を自治会等が行うこと。
- (3) 5年以内に本補助金の交付を受けて防犯灯を設置・取替した箇所ではないこと。ただし、故障により取替が必要な場合はこの限りではない。

(設置箇所の基準)

第4条 防犯灯の灯柱の位置は、道路の有効幅員外の箇所とする。ただし、既存の電柱等を補助対象者が借用して設置する場合は、この限りでない。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、設置しようとする防犯灯1基につき補助対象工事に係る経費の2分の1の額と次表に定める補助額を比較していずれか低い額とする。

補助対象経費	補助額
防犯灯のみ設置・取替	1基につき上限15,000円
防犯灯を含むポール柱の設置・取替	1基につき上限50,000円

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数は切り捨てるものとする。

3 1自治会等における年度内の補助金の限度額は、150,000円とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、令和8年度結城市防犯灯設置事業補助金交付申請書（様式第1号）を補助対象工事の着工前までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定通知)

第7条 補助金の交付決定通知は、令和8年度結城市防犯灯設置事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(補助事業の変更等)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の変更又は廃止をしようとするときは、令和8年度結城市防犯灯設置事業補助金変更等承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

（補助金の変更等の承認）

第9条 前条の規定による承認は、令和8年度結城市防犯灯設置事業補助金変更等承認通知書（様式第4号）により行うものとする。

（状況報告）

第10条 市長は、必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から起算して10日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、令和8年度結城市防犯灯設置事業補助金実績報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（補助金額の額の確定通知）

第12条 補助金の額の確定通知は、令和8年度結城市防犯灯設置事業補助金確定通知書（様式第6号）により行うものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第7条の規定による交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を求めることができる。

- （1）不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2）補助金を他の用途に使用したとき。
- （3）補助金の交付の条件に違反したとき。

（証拠書類の保存）

第14条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業の完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（庶務）

第15条 この要項に定める手続等については、市民生活部防災安全課において処理する。

（補則）

第16条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。